○環境省告示第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング

ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　畑中　利勝

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷千七十三番及び字柏木谷千八十五番二

ロ　大阪府阪南市尾崎町五丁目二百十三番、二百十五番一、二百十五番九、二百十六番一、三百二番及び千百十五番

ハ　京都府京都市右京区京北細野町栢尾谷七番一及び七番四

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十五年十二月二十日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課並びに兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課並びに神戸市環境局事業系廃棄物対策室及び西区役所まちづくり推進部総務課並びに大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課並びに阪南市役所市民部生活環境課及び阪南市立尾崎公民館並びに京都府文化環境部環境・エネルギー局循環型社会推進課並びに京都市環境政策局事業系廃棄物対策室並びに右京区役所地域力推進室及び京北出張所

○東北地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西村山郡西川町大字月山沢字一本木二三八番一九から同町大字月山沢字一本木二三八番一一〇まで	前	一七・八メートル～四七・九メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	一八・九メートル～五〇・九メートル	〇・〇八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形県西村山郡西川町大字月山沢字一本木二三八番一九から同町大字月山沢字一本木二三八番一一〇まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十日

○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
可児市柿田字細池八三二番一地内	前	三〇・六メートル～三四・二メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	三〇・六メートル～三六・一メートル	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	可児市柿田字細池八三六番二から同市瀬田字四ッ辻一七一一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十日

○中部地方整備局告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	岩本　昌敏

(2)　変更年月日

平成二十六年一月六日